

法人処罰の在り方（二・完）

——将来の立法の選択肢——

大 谷 實

四 立法の選択肢

一 立法において問題となる事項

法人処罰の立法上の問題点については、大きく以下のように分けて認識する必要がある。第一は、立法化の必要性和法人の刑事責任及び法人処罰の根拠をいかに捉えるかという問題である。この視点を明確にしておかなければ、いかなる法人の活動を処罰の対象に取り込むべきかという立法の射程距離を明らかにできないであろう。第二は、いかなる行為を法人の行為として処罰の対象にすべきかである。ここでは、①行為主体、②行為態様、③法人自体の行為責任と従業者に対する監督責任との関係、④法人処罰と自然人たる行為者処罰との関係などが論点となる。第三は、法人に対する制裁として有効なものは何かという問題である。ここでは、①法人に対する刑罰の作用、②三罰規定の

要否、③罰金をめぐる問題、④罰金と制裁金との関係、⑤新たな刑事処分の導入の是非などが検討の対象となる。第四は、いかなる犯罪を法人処罰の対象とすべきかの問題である。ここでは、①行政刑法上の犯罪にとどめるべきか、②刑法犯にも適用するとして、一定の限定を付すべきではないが検討の対象となる。第五は、法人処罰の規定の方式をいかにすべきかの問題である。ここでは、法人処罰規定を刑法総則に取り入れるべきか否かが論点となる。

以下においては、上記の事項について、順次立法上の選択肢を検討することにした。

二 立法化の必要性と法人処罰の根拠

(1) 立法化の必要性 現行両罰規定の欠陥については、①自然人である行為者を念頭に置いて定められた各本条の罰金刑をそのまま法人に適用する建前を取っているから、法定刑が低過ぎ法人犯罪の抑止にとって有効でない、②処罰の範囲が行政法規違反に限られており法人の活動に即応していない、③従業者等の犯罪行為の特定を前提として法人を処罰する建前を採っているため、法人としての違反事実が存在していても行為者の行為を特定できない限り処罰できないなどの点が指摘されてきた。

これらの指摘はいずれも理由があると考えられるが、①については、若干の検討を要する。確かに、その罰金刑の性質の考え方如何にかかわらず、現行法の両罰規定が法人犯罪の抑止力にとって無意味であるとともに、法人処罰に独自の積極的意義を与えるものとして不十分であることは明らかである。問題は、両罰規定の考え方に立った場合、自然人たる行為者に対する法定刑と異なった刑罰を科すことは許されないかにある。許されない理由として、a) 両罰

規定は元来法人処罰を行為者の行為責任とリンクさせていること、⑤法人は監督責任を負うに過ぎないから行為者の責任とのバランス上法定刑の引き上げには限度があることが挙げられる。しかし、これに対しては、監督過失と區別された法人独自の行為責任を認めることができる以上は、その責任は行為者とは独立の主体による固有の責任であるから、両罰規定の形式を採ったとしても行為者の法定刑と法人に対する法定刑とを連動させる必要はないということができるであろう（山本和昭・判例時報一四〇二号五頁〔平四〕参照）。それゆえ、この点を力説して法人独立処罰論を展開することは得策でなく、むしろ従業者の行為と法人の責任との連動が両罰規定の本質的欠陥であることを強調すべきであり、②と③の理由から、現在のような両罰規定を維持したまま法定刑についてのみ改めるという方法は採るべきではないという結論になるであろう。

両罰規定は、法人自体の違反行為というものを認めないから、個々の従業者の行為が法人全体の企業活動の一環として行われるという現在の企業活動の実態と合っていないのみならず、企業活動に伴う違法な事態の惹起に対する社会的評価とも一致していない。そこで、このような法人の企業活動に対し有効かつ適切な法的規制を加えるためには、法人の代表者、役員及び従業者等の個々の違反行為を、一定の要件のもとに法人の違反行為として把握し、法人自体の刑事責任を問う方法が必要になるわけである。しかし、法人自体に責任を認めることができるかについては、犯罪能力肯定論と否定論との対立があったほか、肯定論においても対立が見られたのであり、立法化に当たっては、その点についての態度決定が迫られることは当然である。

(2) 法人の処罰根拠 この問題を論ずるに当たって、犯罪能力否定論が主張する過料制度の導入は、論外とすべ

きであろう。過料制度については、それを採用するドイツ、フランスにおいても責任主義などの観点から批判があるばかりでなく、すでに指摘したように、それが純粹な保安処分ではなく過去の行為に対する非難としての意味を持つ以上、法人の犯罪能力を否定することと究極においては矛盾するからである。もっとも、このことは、法人に対する保安処分としての利益剝奪処分の導入を否定するものではない。

そこで、法人処罰の在り方を考える場合には、法人の犯罪能力を率直に認め、法人の刑事責任に対する刑罰の観念を基本とする必要があるが、法人の刑事責任は、法人には意思があり、その意思に基づいて当該の有害な事態を回避することができたという責任の本質に即したものでなければならぬ。その意味において、法人の刑事責任も自然人の刑事責任と同一の処罰根拠を有するものでなければならず、その有害な事態が法人の意思に基づいたものと言えるか、換言すると、法人の意思に基づいてその事態を防止することができたか否かが法人の処罰を根拠づけるものと思われる。客観的義務違反の事態が存在する以上法人を処罰するという考え方は、結果責任を認めるものとして排除されるべきであろう。(大谷・刑事政策講義「第」(二版)四一二頁(平二))

このようにして、法人処罰の適用される範囲は、法人の意思に基づいて現実に防止でき、または防止を期待できる事態に限られるのである。現行両罰規定のような希薄化した監督責任ないし代位責任は認めるべきではない。なお、イギリスの法典編纂委員会は、代位責任としての法人責任を認めたが(The Law Commission, Working Paper No. 44, Second Programme. Codification of the Criminal Law; General Principles, Criminal Liability, これは厳格責任に限って認めたもので、我が国のように厳格責任を認めない法制のもとでは、このような代位責任を認めることは許されないであろう。

三 法人の行為責任

(1) 問題の所在 法人の行為責任に関しては、法人を構成する自然人のうち、いかなる範囲の者の、どのような行為を法人の違法行為として把握することができるかが主たる論点となる。法人は、機関によって形成された意思に基づいて社会的活動を行っているところに法人の刑法上の行為性を認めることができるのであるが〔大谷・刑法総論講義〔第三版〕一〇二頁三〕、法人の社会的活動は本来それを構成する自然人によって行われるのであるから、その自然人の行為のうち、いかなる者の行為を法人の行為として法人に帰属せしめることができるかが最大の課題となる。

(2) 行為主体の問題 何人の行為を法人の行為とするのが合理的かについては、法人の機関による行為、すなわち法人の代表者、理事、取締役、その他の役員（業務執行の中枢機関）の行為に限定すべきであるとする見解が有力である。しかし、なぜこのような主体に限定されなければならないのかは、必ずしも明らかではない。この点についてイギリスでは、いわゆる同一視理論（identification doctrine）に基づき、一定の自然人の意思が法人の意思と同一視する範囲の者に限ると考えられている（Tesco Supermarkets Ltd. v. Natrass [1972] A. C. 153）。

思うに、法人は法人として独自の意思を有するのであるが、その意思を実現するのは自然人の行為にほかならないから、経営管理権のある職務を執行し、法人として発言し行動する者は法人自体として行動する者であり、その行為を捉えて法人の行為とするのが最も実態に即している。法人の意思を直接実現する地位にある者の業務に関連する行為をもって法人自体の行為としてよい。「政策決定を左右しうる法人の中枢機関」とされる場合も同じことを言おう

とするのであろう。それゆえ、役職名や代表権の有無といった形式的基準によって決すべきではないと考える。

もっとも、いかなる範囲の者を「中枢機関」として把握するかの問題は、必ずしも容易に解決できない。イギリスでは、法人と同一視できる範囲を「上級管理者など経営管理権のある者及び取締役会から経営管理権の一定部分を委任され、その行使につき完全な裁量権を有する従業者」も含むと解されているが^(The Law Commission, No. 177, [1989], vol. 1, pp. 56-57)、問題の核心は、その者が果たして法人の意思を直接実現する地位にあるか否かにある。それゆえ、支店長、工場長、事業部長などの中間管理者であっても、それが法人の意思を直接実現する地位にあるときは、その者の業務に関連する行為も法人の行為に当たることとなる。一方、法人の使用人その他の従業者は、通常の場合上級管理者の命令を執行するにすぎないから、その行為が業務関連性を有していてもそれだけでは法人の行為とすることはできないが、その者の行為が中枢機関の指示、命令、監督等により法人の意思を直接実現する形でなされたものである以上は、中枢機関を媒介としての法人の意思を実現するものであるから、法人の行為とみてよいことになる。

(3) 行為の態様と法人の行為　いかなる態様の行為を法人の行為とすべきであろうか。いわゆる同一視原理を基礎とし、法人の意思を直接実現する自然人の行為をもって法人の行為とするという前提に立つと、法人の行為とするためには、客観的要件と主観的要件となりうる。

(a) 客観的要件　当該自然人が業務ないし職務の範囲内で行為したことを要する。この行為の性質を業務関連性という。第一に、法人の役員及び法人の業務の執行に責任を有する機関の行為は、それが業務上の行為としてなされたものである限り法人の行為とすべきである。これらの地位にある者の行為は、業務関連性を有する限り法人の意思

を直接に実現するものであるから、業務関連性が客観的に認められれば、それが法人の目的外の行為であるか、役員
の権限外の行為であるかは問わないと解すべきである。第二に、その他の従業者の行為は、中枢機関を媒介として法
人の意思を実現するものであるから、客観的に業務関連性を有するだけでは足りず、その行為が役員等の指示、命令、
容認に基づいて行われたことを要する。

(b) 主観的要件 第一に、法人の代表者等の中枢機関がその権限に基づいて「法人の業務として」行為した場合、
その者の目的、意図ないし意思の如何を問わずに法人の行為としてよいであろうか。我が国では、業務関連性を有す
るかぎり社会一般から法人の行為そのものと受け取られるのが通常であるという理由で、これを肯定する見解が有力
であるが、イギリスでは、「上級管理者が、法人を侵害する意図で、または、自己もしくは第三者が法人に加えた侵
害を隠蔽する意図で行為したときは」、職務行為として行われても業務関連性を認めないとする解決が試みられてい
る (Law Commission, No. 177)。² 思うに、役員等の行為が法人の行為と認められる根拠は、既述のごとく、それが法人の
意思を直接実現するとみられるからであり、そうとすれば法人の意思を侵害したり専ら自己の利益を図る目的で行わ
れたときは、法人の意思を実現するものでないから、法人にその責任を負わせるのは妥当でない。もっとも、通常は
機関の行為は法人の行為と推定できるから、たとえば「これらの者が法人を害する意図で違反行為をしたことの証明
があったときは」免責するというような、立証責任の転換を図る規定を設けるべきであろう。

代理人、使用人等の従業者についても、右と同様に考えるべきである。すなわち、これらの下級従業者が機関の指
示等によって業務行為を行うときは、通常は法人の意思に基づいて違反行為が行われたと推定してよいが、これらの

者が専ら自己の利益を図るために違反行為をしたときは法人の行為とは言い難いから、立証責任の転換により法人の責任を免責すべきである。末端の従業者の行為については「法人のためにする意思」が必要であるとする見解もあるが、問題は法人の意思に基づいて行為が行われたか否かにあるから、行為者の意思をそこまで限定する必要はないと思われる。いずれにせよ、上級管理職の支持等に基づき行為した従業者の業務関連行為は、通常法人の意思に基づいて行われたと行ってよいから、立証責任転換規定を設ければ、法人の責任と責任主義との調和を図ることが可能となるであろう。

(4) 行為責任と監督責任 行為責任のほかに監督責任を認めるべきかについては、学説上の大きな対立が見られるとともに、立法論として最も争われてきたところであるが、本稿が理論的支柱とする同一視原理からすると、法人の監督責任は認めるべきである。

監督責任においても機関の行為が問題となるが、機関の監督不行届きは通常法人自体の違反行為防止対策の不備ないし欠陥に基づくと行ってよいから、法人の代表者等の監督不行届は、特別の事情がない限り法人の意思に基づく行為と行ってよいように思われる。問題は、このような監督責任を従業者の違反行為と別個に認めることが許されるかどうかである。確かに、従業者の違反行為について故意に監督を怠り、あるいは過失で監督しないで罪となるべき事実を生じさせた場合、通常は違反行為の間接正犯、共犯ないし過失犯として把握されるのであるから、これを法人の監督責任として独自に処罰の対象にすることは疑問が残る。

しかし、法人は組織体として法人の意思に従って適正な業務活動がなされるための監督体制を有しているのであり、

それによって従業者の違反行為を防止することが可能なのであるから、それを怠って違反行為を生じせしめた以上、通常の故意犯ないし過失犯とは異なる法人に特有の責任を認めても、なんら責任主義に反するものではない。いな、現行の両罰規定のように半ば結果責任として法人処罰を認めるよりも、はるかに責任主義に即しているといつてよいであろう。この点につきアメリカの模範刑法典は、管理的メンズ・レアとよばれるものを認め、「当該犯罪の内容となる事項について監督責任を有する高級管理職員が、犯罪の遂行を防止するために相当の注意を尽くしたことを」法人が立証したときは、法人の刑事責任を免除するとしている（The American Law Institute, Model）。従業者の違反行為が機関の監督不行届きに基づいて行われたと認められる限り、通常は法人の瑕疵ある意思に基づいたものとする事ができるから、このような立証責任の転換によって責任主義との調和を図るべきであろう。

ところで、前述の「第二次検討結果」は、監督責任を認めない代わりに、「これらの者を監督する〔管理的〕地位にある者が、罪となるべき事実の発生を防止するために十分な注意を払ったことの証明があったとき」とする立証責任の転換規定を設けている。これは、実質上法人の監督責任を認めたことになると思われるが、これによると法人の行為責任と監督責任の区別がなく、したがって両者は同一の法定刑によって処罰されることになる。しかし、現場の実務担当者の違反行為を防止しなかった責任と法人自体の行為責任とを同一視するのは、妥当でないように思われる。たとえば、建設会社の営業担当従業者が、功を焦って、上司に無断で私費による賄賂を供与したような場合には監督責任が問題になると思われるが、この行為が、上級管理職の指示・命令・容認に基づき会社の経理から賄賂を供与した場合と同じ法的評価に服するというのは適当でないであろう。その意味で、監督責任を正面から認める前述宇津呂

案に賛成したい。

第二次検討結果は、監督責任の観念を認めつつあえて行為責任と区別しなかったが、これは、①行為責任と監督責任の区別が実際上困難ではないか、②両者を二分する見解は、行為責任には高額罰金、監督責任には低額罰金を予定するが、それでは中小企業に苛酷になるのではないかという危惧に基づく。しかし、先の賄賂の例でも分かるように両者の区別は不可能ではないから、①の危惧は理由がない。また、確かに中小企業の場合上級管理者の関与が認められやすいため行為責任の成立する場面が多くなることはありえようが、問題はあくまで違反行為が法人の意思に基づいたか否かにあるので、そのような結果が仮に生じたとしてもやむをえないのである。さらに、監督責任を独立に認めても、行為者に対する刑と法人処罰の刑とをリンクさせざるをえない以上、予防効果を期待できないとする見解もあるが、監督責任を追及し社会的非難を加えること自体、将来の違反行為の一般予防・特別予防の効果をもたらすものと思われる。「忠誠心の対象である法人自体が不利益を受け、社会的名誉を低下させるという事実こそが、その法人に属する自然人の行動をコントロールするうえで最も効果的である」(西田・前掲(二七〇頁))からである。

(5) 法人処罰と行為者処罰 法人を独立して処罰することにより、法人処罰は実務担当者である行為者とのリンクから解き放される。それゆえ、法人の代表者その他の役員および代理人、使用人その他の従業者は、通常の場合と同様に刑罰法規の適用を受けて処罰されることになる。この場合について二重処罰になるのではないかが議論されてきたが、そもそも二重処罰とは同一の行為について同一主体を重ねて処罰することをいうのであり、この場合は機関たる自然人と法人とは別個の主体であるから、二重処罰の問題は生じない。この議論は、まったく誤解に基づくもの

なのである。それゆえ、行為者処罰を特に規定する理論的根拠はないが、先のような誤解を避けるために、たとえば「〇〇の規定は、みずから行為をした代表取締役、理事その他の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者の責任に影響を及ぼさない」(第二次検討結果参照)とする規定を設けるべきであろう。

四 法人に対する制裁

(1) 制裁の種類 法人に対する制裁の立法例としては、刑罰としての罰金、行政罰としての制裁金ないし過料がほとんどである。しかし、近年、制裁の多様化に関心を払う傾向が見られる。特にアメリカにおいては、一九八四年量刑改革法が罰金のほかにプロベーションを規定し、法人に対して罰金またはプロベーション、あるいは両者を併科することができるとした。さらに、プロベーションは社会奉仕活動、被害者に対する損害賠償のいずれかと併せて命じられるものとされたのである(原田明夫「法人の刑事責任」(その四・完)判例タイムズ五四一号四七頁(昭五〇)、佐伯仁志「刑罰としての損害賠償」平野古稀祝賀論文集下八五頁(平二)参照)。

罰金のみを認めるイギリスでは、裁判所の命令に基づく不利益公表、社会奉仕命令、懲罰的差止命令、損害賠償命令、プロベーションなども提案されている。なお、我が国においては、現行法上認められている行政処分ないし司法処分としての保安処分を刑法の中に取り入れ、法人に対する刑事制裁として統一するとともに、その適用範囲を拡大するといった提案もありうる。それでは、法人に対する制裁として現在可能かつ有効な制裁は何であろうか。

(2) 罰金 法人に対する制裁としては、今後においても金銭的制裁ことに罰金が主流を占めるものと思われる。

法人犯罪が問題となる法人の大半は利潤を追求する営利法人であり、営利法人にとっては、金銭的制裁が最も犯罪抑

止にとって有効と考えられるからである。両罰規定のもとで、法人に対する罰金額の引き上げが最大の課題とされたゆえんである。

(a) 罰金の多額の引き上げが課題となるが、いかなる方法・基準で法定刑を引き上げることが問題である。行為者の行為が故意犯であるか過失犯であるかの分類に従い、これのみを基準とし、犯罪の重さないし犯罪と刑との均衡をまったく考慮しないで罰金額を一律に規定する立法例もあるが、これは責任主義に反するというのが通説である。おそらく、違反行為の法定刑を基準にして、法人の財産状態に応じた法定刑を定めるのが妥当であろう(第二次検討)。その際、①罰金の多額を自由刑にそのままスライドさせるやり方、②ある程度のグループ分けをしてそれぞれにつき法定刑を定めるやり方が考えられてきたが、問題は法人に対する適正な罰金を量定するのに適した方法は何かにあり、この観点からすると、自由刑を基準にする方法はいかにも便宜的すぎるように思われる。

(b) 監督責任については、法人の行為責任と区別せずに、その法定刑の枠内で情状として考慮すれば足りるとする見解が有力である。しかし、すでに述べたように、監督責任は法人の責任として行為責任より典型的に軽いと考えべきであるから、当然、法定刑も行為責任に対するより軽くする必要がある。この点を踏まえ、宇津呂案は行為者刑を連動させているのであるが、監督責任も法人固有の責任として把握する以上は、必ずしも連動させる必要はないであろう。

(c) 罰金額の大幅な引き上げに伴い、中小企業にとっては苛酷な制裁となる可能性があり、資力に応じた罰金額の算定、日数罰金制度の採用、分納・延納の法制化などが問題となりうるが、これは法人のみならず自然人にもかか

わる問題であるから、財産刑の基本問題の解決に際し検討すべきであろう。なお、罰金額の引き上げに伴い、未納件数の増加が予想されるところから、徴収方法および手続を完備する必要がある。その際には、罰金債権に優先債権性を認めること、保全手続を導入することなども考える必要がある。

(3) 罰金以外の制裁 新たに導入すべき制裁として、我が国では法人の解散命令、一定期間の営業停止、営業許可の取り消しなどが話題となっている。しかし、これらは、行政取締法規において必要に応じ制度化されていることに注意しなければならない。すなわち、行政上の保安処分としては、一般自動車運送事業者に対する免許の取り消しなど各種の行政取締法規において広範に取り入れられているほか、司法処分としては商法五八条や独占禁止法九五条の四の事業団の解散宣告などが定められているところである。それゆえ、①これらの制裁を刑法に導入し刑事処分として一括するのが妥当か、②法人犯罪として処罰される行為については、すべてこれらの制裁を科しうるようにする必要があるかが問題の焦点となる。しかし、現在までのところそうした制裁を刑罰として導入すべきであるとする見解は多くはなく、当面は罰金の多額の引き上げにとどめるべきであろう。もっとも、罰金の法定刑を以上のような方法で定めるとすると、不法に取得した財産的利益が法人に帰属する場合もあり、独占禁止法に見られるような課徴金ないし利益剥奪処分を広範に取り入れることも考えられるが、このような制裁が刑事裁判所に馴染むかは問題であり、むしろこの種の制裁は行政当局に委ねるといふ現行法の建前を今後も維持すべきであろう。

五 法人の範囲

法人犯罪として処罰される法人の範囲については、罪刑法定主義の観点から明文の規定を設けるべきである。法人格なき社団についても法人と同様に扱うべきであろう。国、地方公共団体、外国法人については、除外規定がない限り法人として処罰が可能とされているが、明文の規定で明らかにすべきである。会社組織変更後の法人も、同一性を失わない限り処罰すべきであるが、この場合についても明文の規定を設けるべきであろう。

六 三罰規定の要否

三罰規定の要否については、すでに指摘したように結論が分かれている。この問題は、犯罪能力とは直接関係がないから理論的には採用することも可能であるとされるが、①法人自体の罰金を引き上げた場合、法人の代表者等の個人責任を追及する社会的要請があるかについて疑問があること、②行為者としての実行行為が認められれば個人責任を追及することが可能であり、その範囲で代表者等の選任・監督責任は追及しうること(たとえば監督過失)、③現場従業者の行為が故意犯の場合には、そのほとんどにつき共犯として処罰しうること、④実行行為の範囲を超えて独自の選任・監督責任につき代表者等を処罰することは個人責任の範囲を逸脱する虞があることなどから、三罰規定は設けるべきでないと考える。

七 法人処罰の範囲と規定の形式

(1) 法人処罰の範囲 法人処罰は、行政刑法の領域にとどめるべきであるとする有力な見解がある。しかし、法

人に犯罪能力を認める以上は、それを行政取締法規違反の罪に限定するいわれはなく、アメリカ、イギリスにおいては罰金の定めのある犯罪についてはすべて適用があるものとされている。一方、「第二次検討結果」は、①公害罪中に同種規定のある罪及びこれに準ずる罪、②その他の公害関係の過失犯、③それ以外の罪に分類して、これらについてのみ法人処罰を認めるべきであるとしている。

思うに、法人に犯罪能力を認める以上は、法人として犯しうるあらゆる犯罪について法人を主体とすべきであるから、法人処罰の通則を設け、あらゆる刑罰法規は法人について原則的に適用がある旨を規定すれば足りることも考えられる。しかし、法人処罰を認めるべきでない場合もあるところから、解釈上の疑義が生じないように、適用すべき犯罪を個別的に明示するほうがベターである。このような考え方にたつて、第二次検討結果は、企業活動に伴って犯されやすい犯罪という見地から公害罪を基準とした分類を示したのであるが、むしろ、法人等の団体にその責任を帰属させることができない犯罪、換言すれば、自然人のみを行為者として予定している犯罪は何かの見地から検討するほうが適当である。その一つの目安は、罰金刑が法定されていない犯罪ということになるが、業務上横領罪、詐欺罪等罰金刑が法定されていない犯罪についても法人処罰が必要なことは明らかであるから、法人処罰を認めるためには選択刑として罰金刑を設ける必要があるかもしれない。なお、イギリスでは性質上法人が犯すことのできない犯罪として、偽証罪、重婚罪、強姦罪、近親相姦罪が挙げられている。

(2) 法人処罰の規定の形式 法人処罰の立法化は、現行の両罰規定形式の修正を図るものであるから、法人処罰についての通則規定を置く必要があるが、立法化に当たっては、①刑法総則に規定する方法、②法人処罰のための独

立の通則法を制定する方法が考えられる。しかし、①法人処罰が不可能な犯罪も存在すること、②指示・命令・容認・監督といった個人責任とは異なる観念が含まれていることなどから、③の方法によるのが妥当であると解する。

(3) 義務の擬制・他 「法人に対し業務上特別の義務が課されているときは、その代表者、取締役その他の役員及び使用人その他の従業者にも同様の義務が課せられているものとする」という規定を置くべきであるとされる。これはいわば当然のことで、ことさらに規定する必要はないと思うが、現行両罰規定の解釈で問題になったところを明確にするものとして意味がある。なお、両罰規定の適用に関して法人の共犯適用が問題となってきたが、この問題は法人の行為責任を独立に認める場合にも生ずる。しかし、一般の共犯理論を適用すれば足り、法人犯罪特有の共犯規定を設ける必要はないと考える。